#### 東京都建築物環境配慮指針

令和5年5月2日告示第639号(全部改正) 令和6年4月11日告示第557号(一部改正)

第1章 総則

#### 第1目的

この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第18条 に規定する建築主等が、建築物等に起因する環境への負荷の低減 を図るため、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー への転換、資源の適正利用、生物の多様性の保全並びに気候変動 への適応に係る措置(以下「環境への配慮のための措置」という。) について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価、 省エネルギー性能基準に適合するための措置、誘導すべき省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置、誘導すべき 電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置、誘導すべき 電気自動車充電設備整備基準等について定めることを目的とす る。

# 第2 用語の定義

この指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

# 第2章 特定建築主による建築物等に起因する環境への負 荷の低減

# 第1 環境への配慮のための措置について配慮すべき事項(条例第 20条・規則第9条関係)

特定建築主(条例第21条の2第2項の規定により第20条の規定を準用する建築主を含む。本章第3から第5までを除き、以下同じ。)は、当該建築物等について、環境への配慮のための措置を講じる際は、別表第1の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について配慮を行い、当該措置を定めるものとする。

# 第2 環境への配慮のための措置についての取組状況の評価及び取組・評価書の作成方法(条例第20条・規則第9条関係)

1 取組状況の評価

特定建築主は、第1により定めた環境への配慮のための措置についての取組状況について、建築物の住宅の用途(規則第9条の2第1項第1号に規定する用途をいう。以下同じ。)又は住宅以外の用途(同項第2号から第9号までに規定する用途をいう。以下同じ。)の別に定める別表第1に掲げる評価基準への適合状況を把握し、適合する評価基準に対応する同表の評価基準の段階により評価を行うものとする。この場合において、当該評価は、上位から順に段階3、段階2及び段階1とする。

- 2 取組・評価書の作成方法
  - (1) 特定建築主は、第1により定めた環境への配慮のための措置(別表第1において評価基準を適用しないとしている措置を除く。)についての取組状況、1により行った当該取組状況の評価又は当該取組状況が評価基準へ適合しない旨について、次のア又はイに掲げる部分に応じ、当該ア又はイに定める取組・評価書を作成するものとする。
    - ア 住宅用途に供する部分 別記第1号様式による取組・ 評価書(住宅用途)
    - イ 住宅以外の用途に供する部分の全部 別記第2号様式 による取組・評価書(住宅以外の用途)
  - (2) 特定建築主は、別表第1に掲げる配慮すべき事項のうち、 別表第2に掲げる細区分に該当する措置については、取組・ 評価書への記載を省略することができる。

# 第3 省エネルギー性能基準に適合するための措置(条例第20条 の2・規則第9条の2関係)

特定建築主は、当該特定建築物の用途が住宅用途である場合にあっては規則第9条の2第2項、当該特定建築物の用途が住宅以外の用途である場合にあっては同条第3項に規定する省エネルギー性能基準に適合するよう、当該特定建築物について、別表第1の建築物の熱負荷の低減及び省エネルギーシステム

の区分の配慮すべき事項の欄に掲げる措置を講じるものとし、 その適合状況を、当該特定建築物の用途が住宅用途である場合 にあっては別記第1号様式による取組・評価書(住宅用途)に、 当該特定建築物の用途が住宅以外の用途である場合にあって は別記第2号様式による取組・評価書(住宅以外の用途)に記載するものとする。

# 第4 再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置(条例第20条の3・規則第9条の3関係)

- 1 特定建築主は、当該特定建築物等の規模や形状、使用するエネルギー種別、設置する建築設備、周辺の状況等を考慮し、規則第9条の3に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するよう次の(1)から(3)までのうちいずれかーの措置又は複数の措置を講じるものとし、その適合状況を、当該特定建築物が住宅用途である場合にあっては別記第1号様式による取組・評価書(住宅用途)に、当該特定建築物が住宅以外の用途である場合にあっては別記第2号様式による取組・評価書(住宅以外の用途)に記載するものとする。
  - (1) 当該特定建築物等における規則第9条の3第2項から第 4項までに規定する太陽光発電設備の設置
  - (2) 当該特定建築物等における規則第9条の3第5項各号に 掲げる設備の設置
  - (3) 規則第9条の3第6項に規定する設備及びその附属設備 の設置
- 2 1の規定にかかわらず、規則第9条の3に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準の適合について、知事が別に定める当該特定建築物等における再生可能エネルギーの利用に係る措置を講じることが適当であると知事が定める場合にあっては、当該措置を講じ、その適合状況を1の規定と同様に取組・評価書に記載するものとする。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、建物の形状等を考慮した結果、規則第9条の3に規定する再生可能エネルギー利用設備設置基準への適合について、1及び2に規定する措置を講じることが困難である場合にあっては、知事が別に定めるところにより当該特定建築物等における再生可能エネルギーの利用に係る措置を行うことができるものとし、その適合状況を1の規定と同様に取組・評価書に記載するものとする。

# 第5 電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置(条例第 20条の4・規則第9条の4関係)

特定建築主は、当該特定建築物等における駐車施設に関する方針(駐車施設の使用目的、種別、区画数、配置等)及び電気の需給に関する計画(建築物の竣工時及び竣工後に設置する充電設備の稼働に伴う電気使用量)を考慮し、当該特定建築物等について、規則第9条の4に規定する電気自動車充電設備整備基準に適合するよう次の1又は2の措置を講じるものとし、その適合状況を、当該特定建築物が住宅用途である場合にあっては別記第1号様式による取組・評価書(住宅用途)に、当該特定建築物が住宅以外の用途である場合にあっては別記第2号様式による取組・評価書(住宅以外の用途)に記載するものとする。

- 1 当該特定建築物等における、規則第9条の4第1項に規定する電気自動車充電設備及び電気自動車充電設備のために使用する配管等(以下「電気自動車充電設備等」という。)の整備
- 2 当該特定建築物等における電気自動車充電設備等の整備に 係る、規則第9条の4第2項に規定するその他知事が別に定 める措置

### 第6 工事完了届出書に添付する実施結果を示した書類(条例第23 条・規則第13条関係)

特定建築主は、規則第 13 条第 2 項に規定する環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類について、第 2 2 の取組・評価書の作成方法の例により別記第 1 号様式又は別記第 2 号様式による取組・評価書を用いて作成するものとする。

# 第3章 建物供給事業者及び建築主による建築物等に起因する環境への負荷の低減

# 第1 環境への配慮のための措置について配慮すべき事項(条例第 18条第1項関係)

建築主等(特定建築主を除く。)は、当該建築物等について、別表第3の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

# 第2 省エネルギー性能基準に適合するための措置(条例第23条 の7第1項及び規則第13条の5の2第7項関係)

特定供給事業者は、日射による熱取得の低減並びに室内外の温 度差による熱取得及び熱損失の低減並びに効率的なエネルギー 利用のために行う設備機器のシステム及び制御のシステムの構 築について考慮し、規則第13条の5の2第7項に規定する省工 ネルギー性能基準に適合するよう、当該中小規模特定建築物の熱 負荷の低減及び設備システムのエネルギー利用の低減のための 措置を講じるものとする。

### 第3 誘導すべき省エネルギー性能基準(条例第23条の7第2項 関係)

- 条例第23条の7第2項に規定する配慮指針で定める誘導す べき省エネルギー性能基準は、規則第9条の2第1項各号に規 定する用途に供する部分について、別表第4に掲げる建築物の 熱負荷の低減に関する基準及び設備システムのエネルギー利 用の低減に関する基準とする。
- 1に定めるもののほか、誘導すべき省エネルギー性能基準に 関し必要な事項は、知事が別に定める。

# 第4 再生可能エネルギー利用設備設置基準に適合するための措置 (条例第23条の8第1項及び規則第13条の5の3関係)

特定供給事業者は、当該中小規模特定建築物の周辺地域の状況 に応じて、再生可能エネルギーを電気又は熱に変換して利用する ため、規則第13条の5の3に規定する再生可能エネルギー利用 設備設置基準に適合するよう、当該中小規模特定建築物及びその 敷地において再生可能エネルギー利用設備を設置するものとす

# 第5 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準 (条例第23 条の8第2項関係)

- 1 条例第23条の8第2項に規定する配慮指針で定める誘導す べき再生可能エネルギー利用設備設置基準は、特定供給事業者 が一年間に新たに建設し、又は新築する当該中小規模特定建築物の棟数に知事が別に定める区域ごとの係数を乗じて得た値 に、5キロワット(分譲型一戸建て規格住宅の用途に供するも のにあっては4キロワット)を乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光発電設備を設置することとする。
- 1の規定にかかわらず、当該中小規模特定建築物及びその敷 地における次に掲げる設備の設置は、当該設備における再生可 能エネルギーの利用の量と同程度の量において、1に規定する 太陽光発電設備の設置とみなす。
- (1) 太陽熱を利用する設備
- (2) 地中熱を利用する設備
- (3) その他知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備
- 1及び2の規定にかかわらず、特定供給事業者は、1の規定 により太陽光発電設備を設置する場合における再生可能エネ ルギーの利用の量と同程度の量において、都内に現に存する建 築物 (規則第 13 条の5の2第2項各号に規定する建築物を除 く。)及びその敷地における再生可能エネルギーを利用する設
- 備の新設を行うことができる。 1から3までに定めるもののほか、誘導すべき再生可能エネ ルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、知事が別に定め

# 第6 電気自動車充電設備整備基準に適合するための措置(条例第 23条の9第1項及び規則第13条の5の4第1項関係)

特定供給事業者は、排熱が少ない自動車の普及のため、規則第 13 条の5の4第1項に規定する電気自動車充電設備整備基準に 適合するよう、当該中小規模特定建築物及びその敷地において電 気自動車充電設備又は当該設備のために使用する配管等を整備 するものとする。

### 第7 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準(条例第23条の9 第2項関係)

条例第23条の9第2項に規定する配慮指針で定める誘導すべ き電気自動車充電設備整備基準は、次の1又は2に掲げる中小規 模特定建築物の区分に応じて、当該1又は2に定めるとおりとす

一戸建ての住宅 当該駐車施設の1以上の区画にV2H(電 気自動車等に搭載された電池から施設へ給電するための直流

- と交流の変換回路を持つ充電設備で、充電コネクター、ケーブ ルその他の装備一式を備えたものをいう。以下同じ。)を整備 すること。
- 1以外の中小規模特定建築物 次の(1)又は(2)に定めるとお り整備すること。

  - (1) 当該駐車施設の1以上の区画にV2Hを整備すること。 (2) 5以上の区画を有する駐車施設がある場合にあっては、当 該駐車施設の区画の数に 100 分の 20 を乗じて得た値 (その 値に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値。以 下(2)において同じ。)以上の区画に電気自動車充電設備を整 備し、かつ、当該駐車施設の区画の数に 100 分の 50 を乗じ て得た値から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減 じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する 配管等を整備すること。
- 1及び2に定めるもののほか、誘導すべき電気自動車充電設 備整備基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

# 附 則(令和5年告示第639号)

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。 附 則(令和6年告示第557号)
- この告示は、令和7年4月1日から施行する。